平成26年4月1日 規則第 168 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学(以下「本学」という。)が「ehime-u. ac. jp」、「mails. cc. ehime-u. ac. jp」、及び「fsc. cc. ehime-u. ac. jp」のドメイン名で提供する電子メールの発信・受信サービス(以下「全学クラウドメールサービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理・運用)

第2条 全学クラウドメールサービスの管理・運用は、各部局等の協力を得て、総合情報 メディアセンターが行うものとする。

(利用者の資格)

- 第3条 全学クラウドメールサービスを利用することができる者(以下「利用者」という。) は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学の役員
 - (2) 国立大学法人愛媛大学職員就業規則が適用される職員
 - (3) 国立大学法人愛媛大学特定職員就業規則が適用される職員
 - (4) 国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則が適用される職員(学生の身分を有する者を除く。)
 - (5) 本学の学生(附属高等学校の生徒を含む。)
 - (6) 附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校の児童又は生徒
- 2 前項第1号から第4号に掲げる者は「ehime-u. ac. jp」のドメイン名、同項第5号に掲げる者は「mails. cc. ehime-u. ac. jp」のドメイン名、同項第6号に掲げる者は「fsc. cc. ehime-u. ac. jp」のドメイン名をそれぞれ利用する。
- 3 全学クラウドメールサービスを利用できる期間は、利用者が、本学におけるそれぞれ の身分を失う日までとする。
- 4 第1項各号に該当しない者のメールサービスの利用については、別に定める。 (ポリシー等の遵守)
- 第4条 利用者は、国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本方針、国立大学法人愛媛 大学情報システム運用基本規則、国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程、 国立大学法人愛媛大学情報格付基準及び愛媛大学情報システム利用上のガイドラインを 遵守しなければならない。

(利用・サービスの停止)

第5条 総合情報メディアセンター長は、利用者が前条に違反したときは、当該利用者の 利用を停止させることができる。

(事経)

- 第6条 全学クラウドメールサービスに関する事務は、情報推進課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、全学クラウドメールサービスの利用に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学全学メールサービス利用規程(平成22年規則第115号)は廃止する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。